

独立行政法人日本学術振興会  
産学協力研究委員会プロセスシステム工学第143委員会運営内規

1. 委員会の組織

- (1) 委員会には研究会、委員総会及び幹事会を置く。
  - ア.「研究会」は委員相互間または国内外の関係の研究者による研究発表と討論の場とし、随時開催する。
  - イ.「委員総会」は、全委員を以って構成し、委員会の最高意思決定機関であり、幹事会より提案のあった案件（委員会の研究活動計画、委員の異動、予算・決算等）について審議し、決定する。
  - ウ.「幹事会」は、委員長の指示に基づき、委員総会へ提案する上記イに定める案件について、企画・立案及び調整を行う。
- (2) 委員会には委員長1名、幹事若干名を置く。委員長、幹事は幹事会を構成する。
- (3) 委員会には、必要に応じ、分科会等を設けることができる。

2. 委員会の設置期間

委員会の設置期間は、5年間とする。ただし、委員総会の決定に基づき、独立行政法人日本学術振興会へ設置期間の継続を申請することができる。

3. 委員及び任期

- (1) 委員会委員は学界委員及び、産業界委員で構成する。
- (2) 学界委員の任期は5年以内とし、委員会が継続される場合は再任を妨げない。
- (3) 産業界委員は、参加企業1社あたり2名以内とする。ただし、次項で選出された企業所属幹事は、上記の2名の外数とする。

4. 委員長及び幹事の選出方法等

[選出方法]

- (1) 委員長及び幹事は、幹事会の議を経て、委員総会において決定する。

[任期]

- (2) 委員長の任期は原則として5年以内とする。

[役割]

- (3) 委員長は委員会の会務を掌理する。
- (4) 幹事は委員長を補佐し、委員総会で審議する案件のすべてについて企画・立案・調整にあたる。

## 5. 委員会経費

委員会経費は産業界委員が所属する企業からの会費をもって充てる。

- (1) 産業界委員が所属する企業の会費は年間 30 万円とする。
- (2) 分科会等のみに参加する産業界委員が所属する企業の会費は 1 分科会あたり年間 10 万円とする。なお、分科会等のみに参加する産業界委員の研究会および委員総会への参加は認めない。
- (3) 産業界委員が所属する企業が、従業員数が 10 名程度以下の小規模の企業である場合には、幹事会の議を経て、会費を年間 10 万円に減額できる。この適用を受けた企業の産業界委員は 1 社あたり 1 名とする。

## 6. 退会

- (1) 退会の意思表示は、書面にて退会願いを提出することによって行なわなければならない。退会は、その意思表示が委員長に到達した日を含む年度の最終日にその効力を生じる。
- (2) 退会する委員は、退会の効力が発生する年度までの会費を納入しなければならない。

## 7. 委員会の活動

委員会は研究会等の活動を通じ、設置目的の達成に向け、活発な研究活動を展開するものとする。

## 8. 委員会の終了

- (1) 委員会の設置期間の満了等に伴い、委員会を終了する場合は、前もって委員総会を開き、当該終了について確認を行う。また、委員会の設置期間を継続しようとする場合についても同様とする。
- (2) 委員会終了に伴う残余経費の処理については、日本学術振興会協力会と事前に相談の上、適切な処理を行うものとする。

## 附則

この内規は平成 19 年 4 月 1 日より実施する。